

都道府県地価調査との共通地点における半年ごとの地価変動率の推移

(単位:%)

|           | 住宅地 |     |     | 商業地 |     |      |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|           | 前半  | 後半  | 年間  | 前半  | 後半  | 年間   |
| 全 国       | 0.8 | 0.8 | 1.6 | 2.3 | 2.5 | 5.0  |
| 三 大 都 市 圏 | 0.7 | 0.7 | 1.4 | 3.2 | 3.3 | 6.7  |
| 東 京 圏     | 0.9 | 0.8 | 1.7 | 2.8 | 3.1 | 6.0  |
| 大 阪 圏     | 0.4 | 0.4 | 0.9 | 4.9 | 4.7 | 10.0 |
| 名 古 屋 圏   | 0.7 | 0.9 | 1.6 | 1.9 | 2.0 | 4.0  |
| 地 方 圏     | 0.8 | 0.9 | 1.8 | 1.3 | 1.5 | 2.9  |
| 地 方 四 市   | 3.0 | 3.5 | 6.6 | 5.8 | 7.4 | 13.7 |
| そ の 他     | 0.5 | 0.7 | 1.2 | 0.8 | 0.8 | 1.6  |

※ 都道府県地価調査（毎年7月1日時点実施）との共通地点（1,621地点。うち住宅地1,130地点、商業地491地点。）での集計である。  
前半：平成31年1月1日～令和元年7月1日の変動率  
後半：令和元年7月1日～令和2年1月1日の変動率

※ 三大都市圏とは、東京圏、大阪圏、名古屋圏をいう。  
「東京圏」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町の区域をいう。  
「大阪圏」とは、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域をいう。  
「名古屋圏」とは、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市整備区域を含む市町村の区域をいう。  
「地方圏」とは、三大都市圏を除く地域をいう。「地方四市」とは、札幌市、仙台市、広島市及び福岡市の4市をいう。  
「その他」とは、地方圏のうち地方四市を除いた市町村の区域をいう。